

静岡県告示第252号

水素供給設備整備事業費補助金交付要綱（平成28年静岡県告示第473号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「水素供給設備整備事業」とは、法人又は個人が水素供給設備を新たに設置する事業（当該水素供給設備の設置に関し、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う<u>燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金</u>（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けたものに限る。）をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「水素供給設備整備事業」とは、法人又は個人が水素供給設備を新たに設置する事業（当該水素供給設備の設置に関し、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う<u>クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金</u>（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けたものに限る。）をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。